

訪問看護重要事項説明書

1 独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院附属訪問看護ステーションの概要

(1) 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院附属訪問看護ステーション
所在地	福島県二本松市成田町1-553
電話番号	0243-22-6266
介護保険事業所番号	0761090026
法人種別	独立行政法人 地域医療機能推進機構
代表者名	理事長 山本 修一

(2) 職員体制

	職種	常勤	非常勤
管理者	看護師長	1名	
訪問看護	保健師 看護師	7名以上	
リハビリ	理学療法士 作業療法士	1名以上	
事務			1名

*リハビリに関しては、理学療法士・作業療法士と連携して実施します。

2 事業の目的

主治医が必要と認めた在宅療養者（以下、利用者とする）を対象として、住みなれたご自宅で安心して生活できるように適正な事業の提供を行うことを目的とします。

3 運営方針

訪問看護の実施にあたっては、医師、関係の市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

- (1) 利用者が安全に安心して在宅療養が継続できるように他職種と連携を図り、看護ケアを提供します。
- (2) 利用者・家族の思いを傾聴し、自己決定を尊重した看護ケアを提供します。
- (3) 質の高い訪問看護サービスを提供するため、職員の研修を継続して行います。

4 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
休日	土・日・祝祭日・12月29日～1月3日

当事業所は、年間を通して24時間いつでも連絡が取れる体制を設け、緊急時は、時間外でも訪問します。

5 営業地域

通常の営業地域	二本松市、本宮市、大玉村、福島市松川町
---------	---------------------

6 サービス提供内容

(1) 利用者に対して

- ・身体状況や病状の観察、健康管理
- ・栄養、清潔、排泄の看護
- ・リハビリテーション指導・実施（拘縮予防・歩行訓練・呼吸リハビリなど）
- ・認知症の方への看護
- ・精神疾患の方への看護

- ・ターミナルケアと看取り
- ・在宅療養に関する相談助言
- ・医療機器の管理（人工呼吸器・在宅酸素・点滴・痰吸引・経管栄養・留置カテーテルなど）、その他医師の指示による処置（褥創予防、処置など）

(2) 介護者に対して

- ・介護方法の指導（褥創予防、リハビリの方法、食事指導）
- ・室内環境整備、安全対策、感染症対策に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談など

7 利用料金

利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものです。 利用料金表参照

(1) 料金の支払方法

毎月 20 日（20 日が土・日・祝日の場合は翌営業日）に、指定口座振替となり、後日領収書を発行します。

(2) キャンセル料

キャンセルが必要になった場合は、至急、連絡をお願いします。（連絡先 0243-22-6266）
なお、キャンセル料はかかりません。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

かかりつけの医師や看護師、ケースワーカーへ相談して下さい。
介護保険の認定を受けている方は、介護支援専門員へ相談して下さい。
ご不明な点がございましたら当事業所へ連絡下さい。

(2) サービスの終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了となります。

- ①利用者が亡くなられた場合
- ②利用者が施設へ長期入所した場合

9 事故発生時・緊急時の対応方法

訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、家族、関係者に連絡し、適切な処置を行うこととします。

10 苦情申し立て窓口

(1) 利用者相談窓口（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時）

訪問看護ステーション 管理者 五十嵐 礼子 電話 0243 - 22 - 6266

(2) その他

市町村の窓口 (受付時間:平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)	二本松市高齢福祉課介護保険係	0243-55-5115
	本宮市高齢福祉課介護保険係	0243-24-5203
	大玉村健康福祉課高齢福祉係	0243-24-8116
	福島市介護保険課	024-525-6551
福島県国民健康保険団体連合 (受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時)	介護福祉課介護保険係	024-523-2871

11 虐待防止について

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じています。

- (1) 事業所における虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をはかります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に（年 1 回以上）実施しています。
- (4) 虐待を発見した場合は、速やかにその事実を市町村に通報します。
- (5) 前 4 項に掲げる措置を適切に実施する為の担当者をおきます。

1 2 ハラスメント行為について

利用者または家族から以下のような行為があり、ハラスメント行為とみなされる場合は契約を解除いたします。

- (1) 身体的暴力
物を投げつける、刃物をむける、サービス利用中の喫煙等
- (2) 精神的暴力
怒鳴る、特定の職員への嫌がらせ、性的な言動等
- (3) その他
個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等

1 3 看護学生等の実習の受け入れについて

当事業所は、看護学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をしています。学生等の実習においては以下の基本的な考えで臨むこととしており、教育の必要性をご理解いただきご協力をお願いいたします。なお、同行訪問する際には事前に連絡をします。

- (1) 学生等が援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、利用者またはその家族の同意を得て行います。
- (2) 学生等が援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に指導教員や看護師の助言・指導を受けて行います。
- (3) 利用者及びその家族は、学生等の実習に関する意見や質問がある場合は、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- (4) 利用者及びその家族は、学生の同行訪問に同意した後も学生等が行う援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- (5) 学生は、臨地実習を通して知り得た利用者及び家族の方々に関する情報について、他者に漏らすことのないようプライバシーの保護に留意します。

1 4 その他

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
原則として、担当者の選定はできません。
- (2) あらかじめ計画されたサービス曜日・時間は、利用者及び事業所の都合により変更または中止をする場合があります。その場合は、双方ともできるだけ早く連絡をすることとします。
- (3) 緊急時訪問看護加算を利用の場合、すぐに電話に出ることができない場合があります。
その際は、再度おかけ直し下さい。
- (4) 災害時は、利用者の承諾なく訪問の変更、または中止をする場合があります。
- (5) 利用者及びその家族からの心遣い、訪問時の飲食などのもてなしは辞退します。
- (6) ペットをリードにつなぐ、ゲージや居室以外の部屋で保護する等の協力をお願いします。

当事者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者

所在地 福島県二本松市成田町1-553

名称 独立行政法人 地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問看護ステーション
説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 福島県

氏名

利用者の家族 住所
または、代理人

氏名

(続柄)